

福岡法務局八幡出張所	信託目録の作成に係る事務	那覇地方法務局宮古島支局	信託目録の作成に係る事務
福岡法務局久留米支局	信託目録の作成に係る事務	那覇地方法務局石垣支局	信託目録の作成に係る事務
福岡法務局飯塚支局	信託目録の作成に係る事務	福岡法務局田川支局	信託目録の作成に係る事務
福岡法務局柳川支局	信託目録の作成に係る事務	福岡法務局朝倉支局	信託目録の作成に係る事務
福岡法務局八女支局	信託目録の作成に係る事務	福岡法務局吉井支局	信託目録の作成に係る事務
福岡法務局行橋支局	信託目録の作成に係る事務	福岡法務局吉井支局	信託目録の作成に係る事務
福岡法務局筑紫支局	信託目録の作成に係る事務	福岡法務局八代支局	信託目録の作成に係る事務
熊本地方法務局人吉支局	信託目録の作成に係る事務	熊本地方法務局八代支局	信託目録の作成に係る事務
熊本地方法務局玉名支局	信託目録の作成に係る事務	熊本地方法務局人吉支局	信託目録の作成に係る事務
熊本地方法務局天草支局	信託目録の作成に係る事務	熊本地方法務局玉名支局	信託目録の作成に係る事務
熊本地方法務局山鹿支局	信託目録の作成に係る事務	熊本地方法務局天草支局	信託目録の作成に係る事務
熊本地方法務局宇土支局	信託目録の作成に係る事務	熊本地方法務局山鹿支局	信託目録の作成に係る事務
熊本地方法務局阿蘇大津支局	信託目録の作成に係る事務	熊本地方法務局宇土支局	信託目録の作成に係る事務
那覇地方法務局	信託目録の作成に係る事務	熊本地方法務局阿蘇大津支局	信託目録の作成に係る事務
○厚生労働省告示第四号	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。	○法務省告示第十五号	不動産登記規則附則第十七条第一項の規定に基づき指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求のうち、「信託目録に係るもの」を、同項の指定から除外する。
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十二条及び第一百十三条の規定に基づき、動力プレス機械構造規格(昭和五十二年労働省告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。	平成二十三年一月十二日 法務大臣 仙谷 由人	平成二十三年一月十二日 法務大臣 仙谷 由人	平成二十三年一月十七日から施行する。
平成二十三年一月十二日	附 則	附 則	附 則
第一項中「ボジチブクラッチを有する動力プレスを除く。」を削り、「にあつては」を「にあつては」に改める。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。
第二項中「押し戻されない」を「押し戻されない」に改め、同条第三項中「不意に作動」を「誤作動」に改める。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二条第一項の規定に基づき、同項の指定について、次のように定める。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二条第一項の規定に基づき指定した登記所における登記情報のうち、「信託目録に係るもの」を、同項の指定から除外する。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二条第一項の規定に基づき指定した登記所における登記情報のうち、「信託目録に係るもの」を、同項の指定から除外する。
第三項中「のもの」を削る。	平成二十三年一月十二日 法務大臣 仙谷 由人	平成二十三年一月十二日 法務大臣 仙谷 由人	平成二十三年一月十二日 法務大臣 仙谷 由人
第三項中「若しくは」を「及び」に改める。	附 則	附 則	附 則
第十一条第一項中「専用プレスにあつては」を「身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレスにあつては」に改め、同条第二項中「不意に作動」を「誤作動」に改め、同条第三項中「押し戻されない」を「押し戻されない」に改め、同条を第二十三条に廻す」とし、同条の前に次の二条を加える。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。
第二十二条並びに第二十三条の前の見出し及び同条を削り、第二十二条第一項中「をもどす」を「戻す」に改め、同条第三項中「押し戻されない」を「押し戻されない」に改め、同条を第二十三条とし、同条の前に次の二条を加える。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。	この告示は、平成二十三年一月十七日から施行する。
第二十二条機械プレス(機械プレスブレーキを除く)であつて、第二十二条第一項各号に掲げるものに該当するものにあつては、この限りでない。	機械ブレス(機械ブレスブレーキを除く)であつて、第二十二条第一項各号に掲げるものに該当するものにあつては、この限りでない。	機械ブレス(機械ブレスブレーキを除く)であつて、第二十二条第一項各号に掲げるものに該当するものにあつては、この限りでない。	機械ブレス(機械ブレスブレーキを除く)であつて、第二十二条第一項各号に掲げるものに該当するものにあつては、この限りでない。
第二十条中「によつて」を「によつて」に改め、同条を第二十一条とする。	第二十条中「によつて」を「によつて」に改め、同条を第二十一条とする。	第二十条中「によつて」を「によつて」に改め、同条を第二十一条とする。	第二十条中「によつて」を「によつて」に改め、同条を第二十一条とする。

福岡法務局八幡出張所

信託目録の作成に係る事務

那覇地方法務局宮古島支局

信託目録の作成に係る事務

第四章 液圧系統(第三十三条～第三十五条)

第五章 安全ブレス(第三十六条～第四十五条)

第六章 雜則(第四十六条～第四十七条)

福岡法務局直方支局

信託目録の作成に係る事務

那覇地方法務局石垣支局

信託目録の作成に係る事務

附則

「第一章 総則」を「第一章 構造及び機能」に改める。

第一条第一節から第三節までの節名及び第一章から第五章までの章名を削る。

福岡法務局飯塚支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項中「ボジチブクラッチを有する動力プレスを除く。」を削り、「にあつては」を「にあつては」に改め、同項各号を次のように改める。

ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレスにあつては、この限りでない。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局柳川支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレス(同条第一号ただし書の構造のものを除く)に改め、同条第一号中「にあつては」を「にあつては」に改める。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局朝倉支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局八女支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局吉井支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局八代支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局人吉支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局玉名支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局天草支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

福岡法務局山鹿支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局宇土支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局阿蘇大津支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局人吉支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局玉名支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局天草支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局山鹿支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局宇土支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局阿蘇大津支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局人吉支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局玉名支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局天草支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局山鹿支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局宇土支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局阿蘇大津支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局人吉支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局玉名支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局天草支局

信託目�록の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局山鹿支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局宇土支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局阿蘇大津支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局人吉支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局玉名支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局天草支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局山鹿支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局宇土支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局阿蘇大津支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局人吉支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局玉名支局

信託目録の作成に係る事務

信託目録の作成に係る事務

第一項各号を次のように改める。

第一項各号を次のように改める。

熊本地方法務局天草支局

信託目録の作成に係る事

第十九条の表中「にあつては」を「にあつては」に改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を削る。

第十五条中「であつて」を「であつて」に、「によつて」を「によつて」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条中「であつて」を「であつて」に、「によつて」を「によつて」に、「不意に作動」を「誤作動」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条の次に次の二条及び章名を加える。

(主要な電気部品)

第十四条 動力プレスの制御用電気回路及び操作用電気回路のリレー、リミットスイッチその他の主要な電気部品は、当該動力プレスの機能を確保するための十分な強度及び寿命を有するものでなければならない。

2 動力プレスに設けるリミットスイッチ等は、不意の接触等を防止し、かつ、容易にその位置を変更できない措置が講じられているものでなければならない。

(電気回路の収納箱等)

第十五条 動力プレスの制御用電気回路及び操作用電気回路が収納されている箱は、水、油若しくは粉じんの侵入又は外力によりこれらの電気回路の機能に障害を生ずるおそれのない構造のものでなければならない。

2 前項の箱から露出している充電部分は、絶縁覆いが設けられているものでなければならない。

第三章 機械系統

第二十四条に見出しとして「(ブレーキ)」を付し、同条第二項を削り、同条第一項中「クランクプレス等」を「クランク軸等の偏心機構を有する動力プレス(以下「クランクプレス等」という。)」に、「によつて」を「によつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

機械ブレスのブレーキは、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。ただし、第一号の規定は、湿式ブレーキについては、適用しない。

2 ブレーキ面に油脂類が侵入しない構造のものであること。

第二十五条に次のたなし書を加える。

ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレス及び自動ブレス(自動的に材料の送給及び加工並びに製品等の排出を行う構造の動力プレスをいう。)にあつては、この限りでない。

第二十六条を削る。

第二十七条中「クランクプレス等にあつては」を「クランクプレス等又は自動ブレスにあつては」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第二十六条とする。

2 前項のオーバーラン監視装置を備えるクランクプレス等は、オーバーラン監視装置により急停止機構が作動した場合は、スライドを始動の状態に戻した後でなければスライドが作動しない構造のものでなければならない。

第二十八条を削る。

第二十九条の見出しを「(クラッチ又はブレーキ用の電磁弁)」に改め、同条中「によつて」を「によつて」に、「専用ブレス」を「身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレス」に改め、同条第三号及び第四号中「にあつては」を「にあつては」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条を第二十八条とし、第三十一条を第二十九条とし、第三十二条中「にあつては」を「にあつては」に改め、同条を第三十条とする。

第三十三条第一項中「機械ブレスブレーキにあつては」を「ブレスブレーキにあつては」に改め、「安全ブロック」の下に「等」を加え、同条第三項中「しや断」を「遮断」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条、章名及び一条を加える。

(サーボブレスの停止機能)

第三十二条 サーボブレスは、スライドを減速及び停止させることができるサーボシステムの機能に故障があつた場合に、スライドの作動を停止することができるブレーキを有するものでなければならない。

2 サーボブレスは、前項のブレーキに異常が生じた場合は、スライドの作動を停止し、かつ、再起動操作をしても作動しない構造のものでなければならない。

3 スライドの作動をベルト又はチェーンを介して行うサーボブレスにあつては、ベルト又はチェーンの破損による危険を防止するための措置が講じられているものでなければならない。

第四章 液圧系統

(スライド落下防止装置)

第三十三条 液圧ブレスは、スライド落下防止装置を備えていなければならない。ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の液圧ブレスにあつては、この限りでない。

3 第三十四条から第三十八条までを削り、第三十九条を第三十四条とし、第四十条を第三十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 安全ブレス

第四十一条第一項第一号中「スライドの作動中」を「スライドの上型と下型との間隔が小さくなる方向への作動中(スライドが身体の一部に危険を及ぼすおそれのない位置にあるときを除く。以下「スライドの閉じ行程の作動中」という。)」に改め、同項第二号中「スライドを作動させるための押しボタン又は操作レバー(以下「押しボタン等」という。)」を「スライドの閉じ行程の作動中にスライドを作動させるための操作部」に改め、同項第三号中「作動中」を「閉じ行程の作動中」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第三十六条とする。

3 安全ブレスの構造は、第一項の機能が損なわれることがないよう、その構造を容易に変更できなければならない。

第四十二条(見出しを含む。)中「ガード式」を「インタークロックガード式」に改め、同条第一項中「ガードを開じなければスライドが作動しない構造の」を「次の各号に定めるところに適合する」に改め、同項に次の各号を加え、同条第二項を削り、同条を第三十七条とする。

1 ガードを開じなければスライドが作動しない構造のものであること。

2 スライドの閉じ行程の作動中(フリクションクラッチ式以外のクラッチを有する機械ブレスにあつては、スライドの作動中)は、ガードを開くことができない構造のものであること。ただし、ガードを開けてから身体の一部が危険限界に達するまでの間にスライドの作動を停止することができるものにあつては、この限りでない。

第四十三条中「第四十二条第一項第一号」を「第三十六条第一項第三号」に改め、「寸動の場合を除き」を削り、同条各号を次のように改め、同条を第三十八条とする。

1 スライドを作動させるための操作部を操作する場合には、左右の操作の時間差が○・五秒以内でなければならないスライドが作動しない構造のものであること。

2 スライドの閉じ行程の作動中にスライドを作動させるための操作部から手が離れたときはその都度、及び一行程ごとにスライドの作動が停止する構造のものであること。

3 一行程ごとにスライドを作動させるための操作部から両手を離さなければ再起動操作をすることができない構造のものであること。

第四十四条及び第四十五条を削る。

第四十六条中「押しボタン等」を「スライドを作動させるための操作部」に、「下降速度」を「閉じ行程の作動中の速度」に改め、同条を第四十条とし、同条の前に次の二項を加える。

(両手操作式の安全ブレスのスライドを作動させるための操作部)

第三十九条 スライドを作動させるための操作部は、両手によらない操作を防止するための措置が講じられているものでなければならない。

第三章 両手操作式安全装置（第十五条～第十八条）

第四章 光線式安全装置（第十九条～第二十一条）

第四章の二 制御機能付き光線式安全装置（第二十二条）

第四章の三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置（第二十二条の二）

第五章 手引き式安全装置（第二十三条～第二十五条）

第六章 雜則（第二十六条・第二十七条）

附則

第一条中「シャー」を「シャー」に改め、同条第一号中「の作動中」を「が上型と下型又は上刃と下刃若しくは押さえとテープとの間隔が小さくなる方向への作動中（スライド等が身体の一部に危険を及ぼすおそれのない位置にあるときを除く。以下「閉じ行程の作動中」という。）」に改め、同条第二号中「スライド等を作動させるための押しボタン又は操作レバー（以下「押しボタン等」という。）及び「押しボタン等」を「スライド等を作動させるための操作部」に、「によつて」を「によつて」に、「作動中」を「閉じ行程の作動中」に改め、同条第三号中「作動中」を「閉じ行程の作動中」に改め、同条第四号中「に伴つて」を「に伴つて」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 スライドの閉じ行程の作動中に危険限界内にある身体の一部に危険を及ぼすおそれがあるときにスライドの作動を停止することができる。

第三条第二号中「ロツクウエルC硬さ」を「ロツクウエルC硬さ」に改める。

第四条第二号中「クリソブ」を「クリップ」に改める。

第五条第一項中「ナット等であつて」を「ナット等であつて」に、「によつて」を「によつて」に改める。

第六条の見出し中「の強度及び寿命」を削り、同条中「リミットスイッチ」を「リミットスイッチ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 スライド等の位置を検出するためのリミットスイッチ等は、不意の接触等を防止し、かつ、容易にその位置を変更できない措置が講じられているものでなければならぬ。

第九条中「リミットスイッチ等」を「リミットスイッチ等」に、「不意に作動」を「誤作動」に改める。

第十条中「のもの」を削る。

第十二条（見出しを含む。）中「切替えスイッチ」を「切替えスイッチ」に改める。

「第二章 ガード式安全装置」を「第二章 インターロックガード式安全装置」に改める。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「（インターロックガード式安全装置）」に改め、同条第一項中「プレス機械」を

「プレス等」に、「ガード式安全装置」を「インターロックガード式安全装置」に改める。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「（インターロックガード式安全装置）」に改め、同条第一項中「プレス機械」を

「スライド等」に、「ガード式安全装置」を「インターロックガード式安全装置」に改める。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「（インターロックガード式安全装置）」に改め、同条第一項中「プレス機械」を

「スライド等」に、「ガード式安全装置」を「インターロックガード式安全装置」に改める。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「（インターロックガード式安全装置）」に改め、同条第一項中「プレス機械」を

「スライド等」に、「ガード式安全装置」を「インターロックガード式安全装置」に改める。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「（インターロックガード式安全装置）」に改め、同条第一項中「プレス機械」を

「スライド等」に、「ガード式安全装置」を「インターロックガード式安全装置」に改める。

第十四条を削る。

第十三条第二項を削り、同条を第二章中第十四条とする。

第一章中第十二条の次に次の二条を加える。

（電気回路の収納箱等）

第十三条 プレス等の安全装置の電気回路が収納されている箱は、水、油若しくは粉じんの侵入又は外力によりこれらの電気回路の機能に障害を生ずるおそれのない構造のものでなければならない。

2 前項の箱から露出している充電部分は、絶縁覆いが設けられているものでなければならない。

ただし、当該機能を有するプレス等に使用される両手操作式安全装置にあっては、この限りでない。

第十六条の見出しを「（スライド等を作動させるための操作部の操作）」に改め、同条第一号中「押しボタン等」を「スライド等を作動させるための操作部」に、「同時」を「左右の操作の時間差が〇・五秒以内」に改め、同号に次のたどし書を加える。

ただし、当該機能を有するプレス等に使用される両手操作式安全装置にあっては、この限りでない。

第十六条第二号中「作動中に押しボタン等」を「閉じ行程の作動中にスライドを作動させるための操作部」に、「にあつては」を「にあつては」に改め、同条第三号中「押しボタン等」を「スライド等を作動させるための操作部」に改める。

第三章中第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条 両手操作式安全装置のスライド等を作動させるための操作部は、両手によらない操作を防止するための措置が講じられるものでなければならない。

第十八条 両手操作式安全装置のスライド等を作動させるための操作部は、接触等によりスライド等が不意に作動することを防止することができる構造のものでなければならない。

第四章中第十九条及び第二十条を次のように改める。

（光線式安全装置）

第十九条 光線式安全装置（スライド等による危険を防止するための機構として第一条第三号の機能を利用する場合におけるプレス等の安全装置をいい、第二十二条第一項の制御機能付き光線式安全装置を除く。以下同じ。）は、身体の一部が光線を遮断した場合に、当該光線を遮断したことを検出することができる機構（以下「検出機構」という。）を有し、かつ、検出機構が、身体の一部が光線を遮断したことを検出することによりスライド等の作動を停止させることができる構造のものでなければならない。

第一項に規定する各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一 スライドの作動による危険を防止するために必要な長さにわたり有効に作動するものであること。

二 投光器及び受光器の光軸の数は、二以上とし、かつ、前号の必要な長さの範囲内の任意の位置に遮光棒を置いたときに、検出機構が検出することができる当該遮光棒の最小直径が五十ミリメートル以下であること。

三 投光器は、投光器から照射される光線が、その対となる受光器以外の受光器又はその対となる反射器以外の反射器に到達しない構造のものであること。

四 受光器は、その対となる投光器から照射される光線以外の光線に感応しない構造のものであること。ただし、感応した場合に、スライドの作動を停止させる構造のものにあっては、この限りでない。

第二十条の次に次の二条を加える。

第二十条の二 材料の送給装置等を備えたプレス機械に取り付けける光線式安全装置の検出機構の投光器及び受光器は、次の各号に定めるところに適合するものである場合は、前条第一号の規定にかかるわらず、当該送給装置等に係る検出を無効にできる構造とすることができる。

一 検出を無効とするための切替えは、キースイッチにより一光軸ごとに設定を行わなければならない。

二 検出を無効にする送給装置等に変更があつたときは、再び前号の設定を行わなければスライドを作動させることができない構造のものであること。

三 検出を無効にする送給装置等が取り外されたときには、スライドの作動による危険を防止するために投光器及び受光器が必要な長さにわたり有効に作動するものであること。

第二十一条第一項中「シャー」を「シャー」に改める。

第二十二条を削り、第二十一条の次に次の二章を加える。

第四章の二 制御機能付き光線式安全装置

(制御機能付き光線式安全装置)

第二十二条 制御機能付き光線式安全装置（スライドによる危険を防止するための機構として第一条第三号の機能を利用する場合における安全装置であつて、検出機構を有し、かつ、身体の一部による光線の遮断の検出がなくなつたときに、スライドを作動させる機能を有するものをいう。以下同じ）は、検出機構が、身体の一部が光線を遮断したことを検出することによりスライドの作動を停止させることができる構造のものでなければならない。

2 制御機能付き光線式安全装置は、次の各号に定めるところに適合するプレス機械に使用できるものでなければならない。

- 一 ボルスター上面の高さが床面から七百五ミリメートル以上であること。ただし、ボルスター上面から検出機構の下端までに安全開い等が設けられている場合を除く。
- 二 ボルスターの奥行きが千ミリメートル以下であること。
- 三 ストローカ長さが六百ミリメートル以下であること。ただし、プレス機械に安全開い等が設けられ、かつ、検出機構を設ける開口部の上端と下端との距離が六百ミリメートル以下である場合を除く。
- 四 クランクブレス等にあつては、オーバーラン監視装置の設定の停止点が十五度以内であること。

3 制御機能付き光線式安全装置の投光器及び受光器は、容易に取り外し及び取付け位置の変更ができる構造のものでなければならない。

4 制御機能付き光線式安全装置のスライドを作動させるための機構は、スライドの不意の作動を防止することができるよう、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一 キースイッチにより制御機能付き光線式安全装置の危険防止機能を選択する構造のものであることを除く。

二 当該機構を用いてスライドを作動させる前に、起動準備を行うための操作を行なうことが必要な構造のものであること。

三 三十秒以内に当該機構を用いてスライドを作動させなかつた場合には、改めて前号の操作を行なうことが必要な構造のものであること。

四 第二十条の規定は、制御機能付き光線式安全装置について準用する。この場合において、同条第二号中「五十ミリメートル」とあるのは、「三十ミリメートル」と読み替えるものとする。

第五章の三 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置

（ブレスブレーキ用レーザー式安全装置）

第二十二条の二 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置（第一条第四号の機能を有し、ブレスブレーキに使用する安全装置をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一 検出機構を有し、身体の一部がスライドに挟まるおそれのある場合に、当該身体の一部が光線を遮断したことを検出することによりスライドの作動を停止させることができる構造のものであること。

二 スライドの閉じ行程の作動中に身体の一部若しくは加工物が光線を遮断したことを検出し、又はスライドが設定した位置に達した後、引き続きスライドを作動させる場合は、その速度を毎秒十ミリメートル以下（以下「低閉じ速度」という。）とする構造のものであること。

三 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一 投光器及び受光器は身体の一部がスライドに挟まれるおそれのある場合に機能するよう設置でき、スライドが下降するブレスブレーキに用いるものにあつては、スライドの作動と運動して移動させることができる構造のものであること。

二 スライドの閉じ行程の作動中、低閉じ速度による作動中に限る。）に検出を無効とすることができる構造のものであること。

三 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置の検出機構は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

1 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置は、手引き式のもの（以下「手引き式安全装置」という。）でなければならない。

2 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置は、低閉じ速度でスライドを作動する構造のものである。

3 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置は、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一 投光器及び受光器は身体の一部がスライドに挟まれるおそれのある場合に機能するよう設置でき、スライドが下降するブレスブレーキに用いるものにあつては、スライドの作動と運動して移動させることができる構造のものであること。

二 スライドの閉じ行程の作動中、低閉じ速度による作動中に限る。）に検出を無効とすることができる構造のものであること。

三 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置の検出機構は、次に定めるところに適合するものでなければならない。

1 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置は、手引き式のもの（以下「手引き式安全装置」という。）でなければならない。

2 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置は、低閉じ速度でスライドを作動する構造のものである。

3 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置は、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一 手引き式安全装置

第二十三条 第一条第五号の機能を有するプレス機械の安全装置は、手引き式のもの（以下「手引き式安全装置」という。）でなければならない。

第六章を削り、第七章を第六章とする。

第二十九条第一項第六号中「にあつては」を「及び制御機能付き光線式安全装置にあつては」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 ブレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、次に定める事項

イ レーザー光線を遮光した時から急停止機構が作動し、スライドが停止するまでの時間（単位ミリ秒）

ロ 使用できるブレスブレーキの急停止距離（イの時間に応じスライドが停止するまでの距離をいう。）（単位 ミリメートル）

ハ 有効距離（単位 ミリメートル）

九 手引き式安全装置にあつては、最大手引き量（単位 ミリメートル）

第二十九条第一項第五号中「両手操作式安全装置及び光線式安全装置にあつては」を「開放停止型インターロックガード式安全装置、両手操作式安全装置、光線式安全装置及び制御機能付き光線式安全装置にあつては」に改め、同号ホ中「安全」行程式安全装置及び光線式安全装置にあつては」に改め、同号ホ中「光線式安全装置にあつては」を「开放停止型インターロックガード式安全装置、安全」行程式安全装置、光線式安全装置及び制御機能付き光線式安全装置にあつてはホに「にあつては口」を「にあつてはハ」に「にあつては押しほタン等」を「にあつてはスライドを作動させるための操作部」に改め、同号ホ中「光線式安全装置にあつては」を「开放停止型インターロックガード式安全装置にあつては」に改め、同号ホ中「手」を「及び制御機能付き光線式安全装置にあつては」に改め、同号ハ中「にあつては、手」を「及び制御機能付き光線式安全装置にあつては、身体の一部」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「にあつては、押しボタン等を押した」を「にあつては、スライドを作動させるための操作部を操作した」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「にあつては、押しボタン等」を「にあつては、スライドを作動させるための操作部」に改め、同号ホ中「手」を「手」に改め、同号ハ中「にあつては、手」を「及び制御機能付き光線式安全装置にあつては、身体の一部」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「にあつては、押しボタン等を押した」を「にあつては、スライドを作動させるための操作部を操作した」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「にあつては、押しボタン等」を「にあつては、スライドを作動させるための操作部」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加え、同号ロを同項第六号とする。

イ 開放停止型インターロックガード式安全装置にあつては、ガードを開いた時から急停止機構が作動を開始する時までの時間（単位 ミリ秒）

